

[研究ノート]

社会的排除(social exclusion)の視点について

坂 本 馨・西 尾 祐 吾

I. はじめに

近年、貧困に関する論文において「社会的排除 (social exclusion)」という用語をよく見かける。特にヨーロッパにおいて「社会的排除 (social exclusion)」という社会問題に関する新しい概念が登場しており、その対応策としての「社会的統合 (social inclusion)」が政策課題となっている¹⁾。日本では障害者福祉といった一領域では議論され、広まりつつある言葉だが、まだ馴染みが薄い。ヨーロッパでは、その「社会的排除」を障害者という一領域に限らず、人権や人種差別問題、少数民族、高齢者、児童等の一般的に「社会的弱者」と呼ばれる人々に対する社会学的な分析の対象として、また、社会保障、社会政策で扱う場合も貧困問題、教育、雇用、住宅、保健、医療、社会参加等の幅広い領域まで含んだ概念として使用されている。このように、多様な領域で使用され、様々な研究や政策の総合・体系化を促す「社会的排除」であるが、新しい概念ゆえ、各国の状況や理解も決して同一ではない。そして、多くの点で貧困の定義に類似し、貧困問題やホームレス問題と同様に扱われているように思える。だが、「社会的排除」はヨーロッパでの例に見られるように、ホームレス問題など、単なる社会保障を対象としたものに留まらない概念として用いられつつある。日本においても貧困に限られたものではなく、広く用いられる必要があるのではないだろうか。

社会保障の実践において、これまで社会的リスクの個々に応じて制度が確立してきた。だが実際はそれぞれのリスクはお互いに関連しあい、最終的には貧困というリスクに陥り、多くの問題が顕在化する。例えば、ホームレスが失業者であり、高齢者であり、病人、障害者、貧困者であることもある。一度リスクに陥ってしまうことで、時間を経て連鎖的に多くのリスクを負ってしまう。雇用さえ維持されれば、それらのリスクを回避できる。そこで、失業という問題に対しては、雇用といった「社会的統合」を行う。

本稿において、まだ広い意味で使用されている「社会的排除」をヨーロッパ、主に、フランス、イギリスでの取り組みを例に、「社会的排除」の概念化を図る。それを元に、日本における「社会的排除」を概念化する際の参考となるような視座をここにおいて与えてみようと思う。

受付日 2004.10.29

受理日 2004.12.7

所 属 福井県立大学院 坂本 馨、福井県立大学看護福祉学部 西尾 祐吾

そして、社会的施策としての「社会的統合」の今後の方向性を検討する際の参考としたい。

Ⅱ. 各国の社会的排除概念

1. フランス

「社会的排除（social exclusion）」「社会的統合（social inclusion）」の概念は、それまでの経済的な視点のみによる貧困の概念を拡張するものとして、フランスを中心とするヨーロッパ諸国に端を発する。「社会的排除」の用語と概念の出自はフランスであり、そこにおいては、すでに1980年代以降、新たな失業対策、雇用政策、住宅政策、社会保護（日本における社会保障）の諸施策・措置が登場し、排除に対する策も講じられてきた。ただし、フランスでは、「社会的排除」よりも「排除」が通常、使用されている。ここではまず、フランスにおける公的扶助を概観する。次に「排除」の登場とその背景をまとめることとする。そして、なぜ、フランスにおいて「排除」の概念が受け入れられていったかを、都留による考察を元にみていく。最後に、1998年7月に制定された「社会的排除に抗する法」を概観する。

（1）フランスの公的扶助の概観

フランスの最低限生活保障は、日本のような生活保護制度のみで扶助を行うといった単一の制度で担っていない。多くの制度によって困窮世帯を担うのである。従来は低所得、貧困者家族に支給され、ステigmaを伴うことが多かった様々な扶助を、一般的な社会保障制度に移行させ、より多くの人々や世帯を対象とした社会給付へと分解していった。そして、フランスでは高齢者が貧困問題において取り上げられるることは殆どない。貧困よりも広い概念である、「排除」または「社会的排除」においても含まれることはない。障害者も同様である。高齢者や障害者には手厚い生活保障があり、「排除」された人々には含まれないのである。貧困及び、排除問題の当事者は失業者や不安定労働者であり、特に失業率の最も高い新規学卒者を含む青年層、中高年の長期失業者、そして母子世帯である。ここで、フランスの最低限の生活保障の仕組みを概観する。

低所得、貧困者への医療保障はかつて国や自治体による医療扶助であった。現在では、医療扶助は難民や不法滞在外国人を対象とする国家医療扶助が残るだけである。その他、正規滞在外国人を含む16歳以上の個人は全員、疾病保険への強制加入となっており、低所得者に関しては、無拠出で疾病保険に加入となる。

社会扶助の一つであった住宅扶助は1971年に社会福祉住宅手当の名称で、普遍的社会保障制度である家族給付制度に組み込まれ、貧困世帯のみを対象とする住宅扶助はない。家族給付制度の財源は企業拠出と国庫負担である。社会福祉住宅手当の対象者は現在では、高齢者・障害者世帯だけでなく、家族給付の対象でない子どものない世帯も含む。「普遍的・一般的」とい

社会的排除（social exclusion）の視点について

うのは低所得者もカバーするが、ステイグマを回避するために低所得・貧困者に限定せず、広く対象を設定している制度である。

教育については、教育扶助がなく、幼稚園から大学まで無償で教育を受けることが出来る。それに加え、養育費負担として一般的な家族給付が10種類ほどあり、全て国庫負担にて賄われている。

公的扶助が公費を財源とし、一定の調査をもって貧困者・世帯を対象とする最低限保障とするならば、フランスのそれに該当するのは、「社会的ミニマム（生活扶助）」である。この社会的ミニマムも規定法が異なる8つの無拠出給付からなる。1、社会参入最低所得 (Revenu minimum d'insertion : RMI)、2、障害者最低限手当、3、ひとり親手当、4、特別連帯手当、5、参入手当、6、老齢最低限所得、7、廃疾最低限所得、8、寡婦（夫）手当である。8つの共通する点は、すべて社会保険の諸組織がインカム・テストのみで支給を決定すること、預貯金も、私的な援助金も、家賃収入を除く不動産価値についても収入認定せず、基本的には、老齢、障害、失業などに対する社会保険・社会手当の補足または代替手当である。

（2）「排除」の登場とその背景

フランスでは元来、戦後の復興を図るために旧植民地から多くの外国人を迎える、特に都市を中心に単純労働者として用いていた。これらの人々は、戦後フランスの復興に大きく寄与した。しかしその移民者も徐々に高齢化し、不況も相まって失業状態になっていった。そうなるとむしろ、社会から排除される傾向が1980年代後半から出てきた。また、若者達を中心としたホームレスからは、覚醒剤等の麻薬・薬剤中毒をも併せて持っているケースも多くなりつつあった。それに加え、戦後の復興を支えてきた外国人を排斥するといった右翼の動きが非常に強くなつていった。このような情勢の中、フランスで現在につづく「排除」の概念が一般化してきた。そのきっかけとなったのが、国民の注視と支持の下、1988年12月に創設された「社会参入最低所得（RMI）」である。これは、「受給者は、資格取得や就職目的のための研修によって社会復帰に努力する」という社会参入契約にもとづいて、失業保険を含む社会保障制度から排除されている、フランスに居住する（但し、3年以上継続してフランスに居住する外国人を含む）25歳以上の者（但し、子どもを扶養しているものについては、年齢不問）に支払われる。排除されている人を対象に、生存に必要な最低所得保障と社会参入促進を目指す制度である²⁾。同法1条では「RMIはあらゆる形態の排除exclusion、とりわけ教育、雇用、職業教育、健康、住宅の分野における排除を解消することに向けられる、貧困に対する闘いにおけるグローバルな施策の基本的な措置の一つである」と記された³⁾。制度趣旨や、この条文からも分かるように、「貧困」と「排除」は密接な関係をもった概念である。そして「失業」も関連している。また、1993年の失業者数300万人突破も、人々の心理的動搖を招くと共に、「排除」概念の一般化に

影響した。

前述の流れを受け、1997年、社会党ジョスパンが首相となった翌年の1998年7月、政府は「社会的排除に抗する法」を制定した。外国人、又は、ホームレスといった社会から排除されやすい人々を社会に参加させるといった、いわゆる「ソーシャル・インクルージョン」という政策を提言し、展開していった。では、なぜ、フランスにとって「排除」の概念がこのように受け入れられ、浸透していったのだろうか。都留によると、そこには、社会学者デュルケムの唱えた社会システム論そして社会統合論が影響していると思われる⁴⁾。そこで次に、デュルケム社会学とフランス人の社会心理について論じる。

(3) デュルケムとフランス人の社会心理

前述のように、都留によると、「排除」はフランス人の社会心理に合致する理由を、デュルケムの社会システム論と社会統合論⁵⁾の影響と捉えた。フランスにおける先行概念としての「排除」の存在である。

デュルケムは社会分業論の中で、多数の個人がいかにして一つの社会をつくりあげができるのかを問題としている。そこで、近代社会のあるべき姿として、有機的連帶をもった社会を挙げている。有機的連帶とは、分業の発達に基づいて人々が個性的な、異質な諸個人となり、職能などの相互依存によって有機的な全体を生みだす社会諸関係である。そして、デュルケムは、近代社会を特徴付ける現象として、社会的分化も挙げている。これは、個人の自由を形成するための条件でもあるという。人々がその置かれた状況において共に、かつ自由に生きようとなればするほど、争いは発生し、激化する。分業することでの競争の回避。社会的分化とはその生存競争を平和的に解決するものである。動物界のように、他者の生存のためにあるものが排除されるのではなく、社会的分化は、多数の個人が分化によって生き延びることを可能にする。彼らはもはや類似せず、異質化し、一旦、独特の道を通じて万人の生存に貢献するようになると、多数の個人を排除する必要はなくなる。各個人が社会それぞれの領域においてその機能の有用な者として位置づけられ、そこにおいて相互依存関係を結ぶ。実際、フランスは地域、家庭、職場でのつながりを大切にし、排除された人々へは、「社会参入最低所得(RMI)」や、各種給付の支給が国の政策により行われている。デュルケムは社会分業論の中で「排除」という言葉を直接的に概念付けた訳ではないが、社会的統合論はフランス人にとっての先行概念であり、「排除」とは「有機的連帶」に亀裂をもたらす状況なのである。

次に、ジョスパン政権が1998年に制定した「社会的排除に抗する法」について概観しようと思う。

社会的排除（social exclusion）の視点について

(4) フランスの「社会的排除に抗する法」の概観⁶⁾

この法の本文は、3つの主要な部分から構成されている。第1部は「基本的権利へのアクセス」、第2部「社会的排除の未然の防止措置」、第3部「社会的諸制度」となっている。第1部では、さらに「雇用」「住宅」「健康」に分かれる。第2部は、「市民権の行使」「基本的生存手段の保障」「教育と文化」、第3部は「救急活動部門と社会的参入支援部門」「社会的活動を担う労働者の養成センター」「制度の相互調整」からなる。159条といった膨大な条文からなるこの法は、内容もテクニカルな部分が多く、フランスの既存の施策を全て把握していない私たちにとって理解しがたい部分も多い。ここでは全てを取り上げることは不可能故、いくつか排除と関連する部分を以下に述べる。

1) 第1部「基本的権利へのアクセス」

①雇用

前述の通り、フランスではすでに、1988年12月に「社会参入最低所得（RMI）」が制定されている。今回の法律ではこれに加え、TRACEプログラム（trajectoire d'accès à l'emploi）を設置し、16歳から25歳の若年者の雇用促進を図る。また、社会・職業上の困難に直面した26歳以上の求職者に「技能養成契約」が用意され、さらに「雇用・連帯契約」が就職にあたり、最も困難な状況に置かれている人々（長期失業者、50歳以上の失業者、社会的最低限生活保障受給者、社会参入が困難な18歳から25歳の若者）に重点化された。

②住宅

20万人以上の人団密集地域にある空き家に対し、課税措置をとる。これにより、従来の家賃より安い住居の提供を促すものである。また、社会住宅提供の諸制度を「機会の平等」、「徴用手続きの近代化」などの点で改革を行う。

③健康

病気の予防措置や医療処置の機会が奪われている人々に対し、そのような医療行為を受けられるようにするための地域プログラムが作られた。

2) 第2部「社会的排除の未然の防止措置」

①過剰な負債を抱えた世帯への対応

過剰な負債を抱えた世帯に対しては、返済方法を分割方式にするとともに、返済期間の延期を認めるなどの措置をとる。

②市民権の行使

ホームレスに対して自己確認証明書を交付し、RMIの支給を行えるようにする。また、承認されたホームレス受け入れ機関に居住場所があることの確認ができれば、投票権の行使、法的な救済措置へのアクセスが認められる。

③基本的生存手段の保障

「特定連帯手当」や「社会参入手当」の給付額が、物価にスライドして変動するよう措置をとる。また、これらの手当は、他人に譲渡したり他人によって押収したりはできないものとする。何も持たない者が生存していくための生活必需品を購入するための小切手 (*chèque d'accompagnement personnalisé*) を新しくつくる。これによって、生存に最低限必要な物資を買えるようにするだけでなく、文化、教育、スポーツ活動、交通機関の利用を可能にする。

④教育、文化

識字率の引き上げが、国民的な重要課題として位置づけられた。また、中学での全国規模の奨学金制度が設けられた。

3) 第3部「社会的諸制度」

①救急活動部門と社会的参入支援部門

ここ数年前に設けられた「社会連帯を支える商店」制度 (*boutique solidarité*) や「社会的緊急医療援助サービス」 (SAMU sociaux) に、法的根拠を与える。

②社会的活動を担う労働者の養成センター

この法律は、社会的活動を行う労働者の養成センターに法的・財政的根拠を与えるよう、規定を強化した。

③制度の相互調整

制度の領域では、貧困と社会的排除についての監視・研究機関の創設を準備することが述べられた。

以上のようにおおまかな概観ではあるが、「社会活動（雇用）への参加」や、その参加のための基盤（住宅、健康、教育）づくりを提供する内容が中心となっていることが窺える。IIの1の（1）にてフランスの公的扶助を概観した際、貧困及び、排除問題の当事者を不安定労働者とし、その中でも、青年層、中年層の長期失業者、母親世帯をその問題の中心としていることが分かった。そこを前提とし、「社会的排除に抗する法」第3部にて制度の相互調整を図ることを規定しているように、諸制度の交互性を考慮したものになっていることがこれらのことから良く分かる。「社会的統合」へのあゆみ。当事者をいかにして社会へ統合していくか。それを公的扶助、社会保障制度、「社会的排除に抗する法」といった諸制度を全て駆使した形で行う。排除発生を一義的に捉えず、そして、社会全体の問題として顕在化し、国家において解決への道を模索する。フランスならではの発展を遂げた排除対策のように思える。

社会的排除（social exclusion）の視点について

2. イギリス

1970年代イギリスは、福祉国家を打ち出し、産業に関しても国有化するなど、大きな政府を志向していた。だが、第一次オイルショックを機として発生した、いわゆる英国病（公的部門の肥大化、高福祉・高負担、高失業、低い生産性、景気停滞）を解決するため、経済再生を不可欠とした状況に陥った。1979年に誕生したサッチャー保守党政権はこの危機的状況を脱するため、新自由主義を唱え、市場原理主義の元、できるだけ小さな政府下での自律的な市民社会を築こうとした。だが結果、貧富の格差は著しく拡大し、低所得ゆえに技能を身に付けることができず、したがって職に就けないという「社会的排除」が、大きな社会問題となった。イギリス労働党は、こうしたサッチャーロードへの反発を一定吸収する形で、1997年、政権についた。ブレア労働党政権下では、市場の役割は否定しないものの、市場原理のみで達成できない政府の役割を重視し、これまで効率化によって犠牲になってきた社会資本や教育の充実、雇用の創出、所得格差の是正などに取り組んだ。

ここでは、これらの流れを踏まえ、イギリスにおける社会的排除の概念が具体的に政策として出てきた経緯を簡単に追う。次に「第3の道」の社会的思想の特徴である平等の概念に着目しながら、ブレア政権が貧困問題を「社会的排除」という概念に転換し、政策として盛り込んだ部分をまとめた。

（1）イギリスにおける社会的排除の出現

イギリスにおいて「社会的排除」という用語が盛んに使用されるようになったのは、90年代後半である。そしてこの用語の普及に大きな影響を与えたのが、1997年12月に発足した官民の専門家・担当者からなる「社会的排除問題対策本部」(Social Exclusion Unit : SEU) である。複合的で相互関連性の強い「社会的排除」問題への対策を開始し、設置から現在まで、ホームレス対策、若年未婚母子問題、青少年の社会不適応の改善、コミュニティ隣人関係の再生等の各領域に対応するため、分野別の報告書および行動計画を策定してきている⁷⁾。EUではすでに1980年代から「社会的排除」が取り上げられており、1990年半ばからは、貧困問題における重要課題として取り組みを強めてきていた。それ故、SEUが設置された時点では、この問題の構造や深刻さについては広く認識されていた。イギリス労働党はジョン・スミス党首時代に「社会正義に関する委員会」(Commission on Social Justice) を設置し、新しい社会正義のあり方としてこの問題をはじめて取り上げた。続くブレア党首は社会参加機会の均等保障を通じた市民主義の確立と連帶的社会再生の戦略にこの「社会的排除」をキーワードとして登場させ、97年の政権復帰後、政府として公式にこの問題に取り組むことになった⁸⁾。

SEUにおいて取り扱う問題は、複数の省庁の所轄にまたがるものであり、首相がその検討を指示した事項に限られることになっている。また、その活動評価は時限評価性をとっており、

活動範囲そのものも流動的である。そのため、「社会的排除」概念も確定的ではなく、「失業や低熟練、低所得、劣悪な住居、高い犯罪発生率、健康状態の悪さ、それに家庭崩壊といった相互に関連性を有する諸問題の組み合わさった中に個人または地域がさらされている場合に生じる可能性のある状態についての簡潔な表現である」(SEU2002) という程度の定義しか行っていない。では、SEUの流れを汲んだ形でのブレア政権における福祉国家政策にどのように貧困問題としての「社会的排除」が組み込まれていったか。

(2) 「第3の道」における平等の追求と社会的排除

1) ブレア政権の政策の概観

ブレア首相のとった政策は「第3の道」ともいわれている。第3というのは、旧左派・新右派を第1・第2の道とし、そのどちらにも属さない、すなわち「右」・「左」のイデオロギーを越えた現代的な社会民主主義のことである。イギリスにおける第1の道が「高負担・高福祉」、「財政出動型」といわれる旧来の労働党のあり方、旧式社会民主主義とすると、第2の道は、サッチャーワークによる「民営化」、「規制緩和」、「緊縮財政路線」といわれる新自由主義である。そして、ブレア政権による第3の道、「社会的公正と経済的繁栄の両立」である。

この政策理念の下では、市場原理・競争原理に立ちつつ、同時に社会的な構成・機会均等・弱者救済を目指す。また、地方分権の推進、親欧洲路線をとる。実態としては、保守党政権が敷いた「小さな政府」・「公共部門の民営化」を踏襲し、経済界にも配慮して政策が決定される。ここで、ブレア政権の政策の2つの大きな柱を簡単にまとめる。

まずは「脱・伝統的福祉国家」である。伝統的福祉国家は政府が積極的な社会保障の整備と完全雇用政策の推進によって、国民の生活の安定と福祉の増進を図る国家体制である。その脱・伝統的福祉国家政策はニューディール政策と名づけられている。別名「仕事のための福祉 Welfare to Work」とは、18歳から24歳までの6ヶ月以上の失業状態にある25万人を対象に、失業手当での生活から仕事への回帰を積極的に促す計画で、98年に導入された政策である。その対象者には、民間企業への就職、全日制職業訓練コースへの受講、公的環境対策プロジェクトへの参加、ボランティアへの参加の選択肢が与えられる。政府はそのための新規社会福祉支出を用意する一方、いずれも選択しない者には失業給付金の打ち切り、半年以内に就職先を見つける者には給付が大幅カットされる。福祉依存を断ち切り、個人の努力を促す点で、旧左派の唱えてきた完璧な福祉国家、すなわち「ゆりかごから墓場まで」市民を保護してきた伝統的な福祉国家モデルからの大転換である。

次に「脱・大きな政府、脱・中央集権国家」である。「大きな政府」は、資本主義、自由経済の発展により増加した矛盾を解決するため、社会福祉や貧富の格差解消など公共実現のための施策を行う。一方、「小さな政府」は資本主義の確立期にあり、自由を最大限に認め、国家

社会的排除（social exclusion）の視点について

の任務は夜警的な治安維持と国防が中心である。新右派は「小さな政府」を望ましいとし、旧左派は少なからず「大きな政府」を志向してきた。第3の道はこの双方を乗り越え、政府の再構築を目指すものである。例えば、中央から地方への権限の委譲。それも、上から下への一方通行的なものではなく、下から上への権限委譲をも推し進める。

2) 「第3の道」における平等

アンソニー・ギデンズの唱える「第3の道」において、平等を「包含（inclusion）」、不平等を「排除（exclusion）」と定義している。すなわち、広い意味での「包含」とは「市民権の尊重」を意味し、詳しく言うと社会の全構成員が形式的ではなく日常生活において保有する、市民としての権利・義務、政治的な権利・義務を尊重することであり、またそれは機会を与えること、そして公共空間に参加する権利を保証することも意味する⁹⁾。さらに、「排除」とは、「不平等の度合いに関わる概念ではなく、いくつかの集団を、社会の主流から切り離すメカニズムに関わる概念である。」と定義されている。つまり、包含として定義された平等は、必ずしも裕福か、そうでないかの「結果の平等」を問題とする概念ではない。故に、包含としての平等は「機会の平等」であることが示されているのである。旧左派においては強固な平等主義として、「結果の平等」が重視されていた。そして福祉政策における権利を重視していた。このように「第3の道」における包含としての平等概念では、「機会の平等」が平等として定義され、重視されている上、権利には義務が伴うことが示されている。

旧左派における「結果の平等」と「第3の道」の「機会の平等」。平等なスタートを志向するという点においては、どちらの平等も同じであるが、「結果の平等」は資源の配分に関わり、特定の水準以下に陥った世帯の貧困を緩和する点に焦点を当てる。一方「機会の平等」は、公共空間に参加することを保障するもので、むしろ平等なスタートを重視し、社会から排除されている人々がこうむる不利益に対処するものであり、社会サービスや支援の提供間の相互作用に焦点を当てる。従って、「第3の道」の「機会の平等」は、資源と共に一連の財、及び、サービスの配分に関わり、市場に平等に参加するために、資源、サービスの初期配分を重視している¹⁰⁾。

以上の「第3の道」の平等概念に基づきブレア政権は、目指す福祉国家の機能を「機会の促進と潜在能力の発展」と表現し、新しい福祉国家は「人々に彼らの潜在能力を実現する機会を与える」と述べている。さらに供給するサービスの程度については、最低基準以上の供給を提言している。すなわち、ブレア政権が目指す福祉国家は、貧困に対して予防的に機能し、人々の潜在能力を実現する助力となることが目指されているのである。

3) 社会的排除としての貧困

ブレア政権は、貧困問題を「社会的排除」と概念している。それによると、社会的排除は「折り重なった諸問題が、事実上、通常の仕事や社会的生活から、そして本来利用できる公的サー

ビスから人々や地域を遮断していること」と定義されている。ここから明らかなように、社会的排除はギデンズの排除概念を踏まえたものである。しかし、社会的排除は単に排除と同義ではなく、排除が生じる諸要因をも含む概念である。ブレア政権は福祉国家改革の課題を、これら排除を引き起こす諸要因に向いている¹¹⁾。

ブレア政権が社会的排除の観点からみた失業問題の分析についての例を以下にいくつか挙げる。

90年代後半、失業率が順調に低下しているにも関わらず、無就労世帯問題が解消されなかつた。この事実に対し政府は、「無就労世帯の構成員が労働市場から遮断されている為」だと捉えた。この遮断されている要因として、世帯構成の変化、長期失業、貧困地域を挙げている。世帯構成の変化で、より重要な現象は、未婚の母親や離婚増加に伴う、ひとり親世帯の増加である。この問題に対し、どのように取り組むかが福祉国家再編の重要なテーマとなっている。また、貧困地域ではその地域であることだけで、就職活動にて不利益をこうむるなど、社会的排除の原因となっている。特定地域が貧困に陥る要因を、政府は、産業構造の転換によってその地域の産業が衰退したためと分析している。つまり、地域主要産業が衰退したために失業した人々が産業構造の転換についてゆけないか、もしくは、交通や職業斡旋のサービス問題で近隣地域にて創出されている雇用を利用できないことが原因と考えているのである。また、失業率低下にも関わらず、長期失業者が減少していない事実もある。これに関しても政府は、産業構造の変化に適応できないためと分析し、その原因に低学歴・低技能を挙げている。低技能のために失業し、貧困に陥る。そして貧困のために必要な技術を身につけられず、低技能に陥る。こういった悪循環が社会的排除を生み出していると認識している。ブレア政権による社会的排除への取り組みは、この悪循環を断ち切ることを目的としている¹²⁾。

従って、政府は福祉国家改革のスローガンとして「全ての人々に機会を」ないし、「全ての人に雇用機会を」を用い、その具体的な体系を「21世紀型完全雇用」と表現している。「21世紀型完全雇用」は「就労に対して十分な報酬を保障し、そして就労を促すような枠組みの中で、変化する環境に適応するのに十分な技能を人々に与える」と定義されている¹³⁾。就労、雇用に関する保障もさることながら、技能を身につけるために最低限必要な学力を確保するために「教育への投資」を行ったことは、包含（社会的統合）を考える上で、重要になってくると思われる。

III. 日本における社会的排除の観点を含めた考察

日本において具体的に社会的排除の実態について触れられたものは、平成12年12月に厚生省社会・援護局から出された報告書「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」¹⁴⁾だと思われる。社会福祉制度が充実してきた反面、その制度による支援が本当

社会的排除（social exclusion）の視点について

に必要とされる人々に届いていない状況を、実態論からのアプローチにより把握し、今後の「社会福祉のあり方」を展望したものである。そこでは、社会による排除・摩擦や社会からの孤立の現象を、今日、社会が直面する社会の支えあう力の欠如や対立・摩擦、あるいは無関心といったものを示唆しているとしている。そして、具体的な諸問題を挙げ、地域社会における「つながり」の再構築への提言を行っている。ここでいう「つながり」の再構築とは、前章で見てきたフランス、イギリスにおける「社会的統合」¹⁵⁾である。

社会福祉の主たる対象を「貧困」としてきた時代は過ぎ、現代では「心身の障害・不安」、「社会的排除や摩擦」、「社会的孤立や孤独」といった問題が重複・複合化し、公的扶助制度のみの支援に限界がきている。制度の柔軟な対応、そして地域社会での自発的な支援、「つながり」の再構築による社会的統合の実現が望まれる。

報告書ではここまで提言に留まるが、私は日本の生活保護制度における各種扶助の切り離し、そして、それに加え社会保障による総合的な社会的排除の問題解決を提言したい。

前章にてフランス、イギリスと社会的排除先進国と思われる2つの国を見てきたが、日本とは明らかに多くの点で異なる。まず、社会状況は当然のごとく、そして、フランス、イギリス両国とも何をもって排除状態、排除問題と捉えるか、社会的基準での最低限の合意が存在している点でも異なる。ましてや、「社会的排除」の概念化はまだしも、日本における社会的排除状態におかれている人々は、単なる「貧困者」であるという認識を脱していない。それ故、比較・検討は大変しにくいものになっているが、フランス、イギリス両国の制度体系に学ぶところがある。それは、多くの制度による支援、「社会的統合」である。日本が生活保護制度といった単一制度にて対応している問題も、両国では社会的基準により、より詳しく分解され、それぞれ問題に応じた公的扶助ないし各種社会保障制度によって支援されている。報告書での問題把握の視点は「貧困」だけに留まらないが、両国での問題の所在を住宅、健康、教育といった生活の基盤としている点にまでは及んでいない。どこを問題のスタート地点とするか。それを考慮した際、必然的にそれは含まれるのではないかと思う。そこにおける対応において公的扶助制度を柔軟にしたものに任せることに限界を感じずにはいられない。社会的排除問題の分解、そして問題に応じた切り離された各種扶助、ないし、社会保障による「社会的統合」支援の必要性。

その切り離しの第一歩として捉えられるであろう法が、平成14年に施行された。それは平成14年8月に出された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」¹⁶⁾である。現在のホームレス問題に対応した形でつくられた法であるが、社会的排除問題をホームレス問題に直接的に結び、捉えかねない。「社会的排除」概念が未完成な現代において、それは大変懸念される点である。しかし、「社会的統合」施策、そして生活保護制度分化の第一歩には間違いない。

フランス、イギリスにおける社会的排除政策を通して、日本の社会的排除の現在の観点を概

観し、新たな提言を出すに至ったが、何分、各国の概念も統一されていないまでの試み故、ここでの分析は大変、空虚なものとなっているように思われる。だが、日本も少なからずとも社会的排除問題に向け取り組んでおり、そこにおいて、ヨーロッパを始め、フランス、イギリスにおける施策状況は一定の視座を与えていた。まずこれから日本が排除に関し取り組むべきことは、「社会的排除」の概念化を図ることだと思われる。「社会的排除＝ホームレス」といった一義的な捉え方ではなく、社会的排除問題を社会全体に起こりうる問題だと捉えた形での概念化を図るのである。次に、それを元に各種扶助を切り離す。すなわち、単一制度で扶助を行わないような形にするのである。そして、それら多くの制度を駆使した「社会的統合」施策を体系化することと思われる。

各国の社会情勢は違えども、人々を取り囲む社会的排除実態には似たものがある。失業、廃疾、障害、高齢などの排除問題実態は同じなのである。その問題を各国においてどのように分類し、いかなる制度にて対応するかが異なるだけなのである。その分類基準を、日本という国情に応じた形で体系付け、問題に応じた形で政策化し、その下で個人を「社会的統合」していくか。早急なる対応が望まれる問題である。

- 1) 「social exclusion」、「social inclusion」の訳語はまだ統一されておらず、本文においては、「social exclusion」は「社会的排除」、「social inclusion」は「社会的統合」と仮に訳する。
- 岡伸一 (2002) 「社会保障の新たな視点：『社会的排除』と『社会的統合』」『海外社会保障研究』141, 2.
- 2) 日本労働組合総連合会大阪府連合会（以下、連合大阪）あいりん地区問題研究会 (1998)「研究報告 日雇労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題」(<http://www.npokama.org/kamamat/bunsitu/ren-gou/siryou3.htm>, 04.9.25).
- 3) 都留民子 (2002) 「フランスの「排除Exclusion」概念－わが国の社会問題に使用することは可能か－」『海外社会保障研究』141, 4.
- 4) 都留『前掲書』, 4.
- 5) 「社会的結合論」は都留氏による訳語。都留「前掲書」, 4.
- 6) 連合大阪『前掲書』. 卷末資料 3 から抜粋。
- 7) 小笠原浩一 (2002) 「イギリス「社会的排除」対策と社会政策＜市民主義化＞の現地点」『海外社会保障研究』141, 18.
- 8) 小笠原『前掲書』, 18.
- 9) Giddens, Anthony. (1998) *THE THIRD WAY*, Polity Press. (=1999, 佐和隆光訳『第三の道－効率と公正の新たな同盟』173 - 74.)
- 10) 深井英喜 (2002) 『「社会的排除」問題に取り組むブレア政府による福祉国家改革－所得保障政策と雇用政策との交錯点を視座として－』平成14年度経済学史学会理論史研究会報告, 経済学史学会理論史研究会. (<http://www.nsu.ac.jp/econ/staff/komine/hope/fukai.pdf>, 04.5.15) 3.
- 11) 深井『前掲書』, 3.
- 12) 深井『前掲書』, 4.
- 13) 深井『前掲書』, 1.

社会的排除（social exclusion）の視点について

- 14) 厚生省社会・援護局 (1999) 『「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書』, 社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会, 厚生省社会・援護局. (http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1208-2_16.html, 04.9.25).
- 15) 報告書内では「ソーシャル・インクルージョン」と表記してある。注釈1) より、本稿では「社会的統合」と表記する。
- 岡伸一 (2002)「社会保障の新たな視点：『社会的排除』と『社会的統合』」『海外社会保障研究』141, 2.
- 16) 内閣府 (2002)「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(<http://law.e-gov.go.jp/fs/cgi-bin/search.cgi>, 04.9.25).

参考文献

- Barry, Monica. & Hallett, Christine.eds.(1998)*Social Exclusion and Social Work : Issues of Theory, Policy and Practice*, Russell House Publishing.
- クリストフ・アギトン, ダニエル・ベンサイド (2001)『フランス社会運動の再生 失業・不安定雇用・社会的排除に抗し』つげ書房新社.
- Cullingford, Cedric.ed.(1999)*the CAUSES of EXCLUSION*, Kogan Page.
- John, Hills., Grand, Julian. L. & Piachaud, David.eds.(2002)*Understanding Social Exclusion*, Oxford University Press.
- Jordan, Bill.ed.(1996)*A Theory of Poverty and Social Exclusion*, Polity Press.
- MacDonald, Robert.ed.(1997)*Youth, the 'Underclass' and Social Exclusion*, Routledge.
- 新陸人 (1979)『社会学のあゆみ』有斐閣.
- 都留民子 (2004)「海外公的扶助事情3 フランスの公的扶助ーその仕組みと新しい動き」『季刊 公的扶助研究』(195), 30-43.